

## 令和6年度子どもの権利擁護部会の開催状況について

## 1 所掌事項

- (1) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第32条第1項に規定する児童またはその保護者の意向が当該措置と一致しない場合その他児童相談所長が必要と認める場合に係る諮問に関する調査審議をすること。
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第33条の15第2項の規定による被措置児童等虐待（法第33条の10に規定する被措置児童等虐待をいう。）に係る措置についての報告を受け、法第33条の15第3項に規定するその報告に係る事項について意見を述べること。
- (3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第9条第1項の規定による立入りおよび調査または質問ならびに法第33条第1項および第2項の規定による一時保護の実施状況等の報告を受けること。
- (4) 法第11条第1項第2号りに規定する児童の意見または意向に関して、児童からの申立てを受け、調査審議および意見を述べること。

## 2 開催状況

## (1) 開催回数

1回

## (2) 審議件数

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 児童またはその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しない事例 | 0件 |
| 児童相談所長が必要と認める事例                | 0件 |
| その他                            | 1件 |
| 計                              | 1件 |

## (3) 被措置児童等虐待の状況報告

| 受理件数 | 調査済み | 調査中 |
|------|------|-----|
| 0件   | 0件   | 0件  |